

【届出_根拠規範】38_愛媛県愛南町_2_1

○愛南町就学援助費交付要綱

平成28年2月26日

教育委員会告示第4号

(目的)

第1条 この告示は、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、学用品費等の必要な援助(以下「就学援助」という。)を与えることにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (2) 要保護児童生徒 町内に住所を有し、小学校又は中学校に在学する児童生徒のうち、その保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)が要保護者である者をいう。
- (3) 準要保護者 要保護者に準ずる程度に困窮していると愛南町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める者をいう。
- (4) 準要保護児童生徒 町内に住所を有し、小学校若しくは中学校に在学する児童生徒又は町外に住所を有し、町立の小学校若しくは中学校に在学する児童生徒のうち、その保護者が準要保護者である者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 保護する児童生徒が町立の小学校又は中学校に在学していること。

(援助対象経費)

第4条 就学援助の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費(第1学年の児童生徒に係るものを除く。)
- (3) 校外活動費(宿泊を伴わない校外活動に係るものに限る。)
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 学校給食費
- (6) 修学旅行費
- (7) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病に係るものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、要保護者については、前項第1号から第5号までに掲げる経費を就学援助の対象となる経費から除くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の市町村から第1項各号のいずれかの経費について次条に規定する就

学援助費を受給している準要保護者については、その経費を就学援助の対象となる経費から除くものとする。

(就学援助費の額)

第5条 前条第1項に掲げる経費に対する就学援助として支給する費用(以下「就学援助費」という。)の額は、別表に定めるところにより算定した額とし、予算の範囲内において支給するものとする。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、就学援助費申請書兼認定台帳(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、学校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 個人番号届出書(様式第2号)
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 税法上課税される収入以外の収入があるときは、その金額を証明する書類の写し

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る児童生徒について要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定の適否を決定し、学校長及び申請者へ通知するものとする。

2 前項の認定(以下単に「認定」という。)を行う日は、年度当初の申請にあつては当該年度の4月1日とし、年度途中の申請にあつては原則として第6条の申請書を受理した月の翌月の初日とする。

(支給額の算定)

第8条 就学援助費の支給額の算定は、年度当初の認定にあつては当該年度の4月1日から、年度途中の認定にあつては当該認定をした日の属する月の1日から開始する。ただし、生活保護の開始、停止その他の理由により教育委員会が算定の開始日を指定するときは、この限りでない。

(給付の方法)

第9条 就学援助費は、口座振込みの方法により認定を受けた保護者(以下「認定者」という。)に給付する。ただし、次の各号に掲げる経費に係る就学援助費は、それぞれ当該各号に定める機関へ教育委員会が直接支払うものとする。

- (1) 学校給食費 愛南町学校給食センター
- (2) 修学旅行費 認定者の保護する児童生徒が在学する小学校又は中学校
- (3) 医療費 認定者の保護する児童生徒が受診した医療機関

(認定の取消し)

第10条 認定者は、認定を受けた後、当該認定に係る就学援助費の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかにその旨を学校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費を既に受給しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

- (2) 虚偽の申請その他の不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において認定が適当でないとするとき。
- (その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

別表(第5条関係)

費目	支給額			
	小学校		中学校	
	学年	金額(年額)	学年	金額(年額)
学用品費	全学年	11,100円	全学年	21,700円
通学用品費	2～6学年	2,170円	2～6学年	2,170円
校外活動費(宿泊を伴わない校外活動に係るものに限る。)	全学年	1,510円	全学年	2,180円
新入学児童生徒学用品費	1年	19,900円	1年	22,900円
学校給食費	全学年	実費額	全学年	実費額
修学旅行費	6学年	実費額	6学年	実費額
医療費(学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病に係るものに限る。)	全学年	実費額	全学年	実費額

様式第1号(第6条関係)

受付印



年度 就学援助費申請書兼認定台帳

年 月 日

(1世帯で1枚)

愛南町教育委員会 様

申請者 (保護者)	住所 愛南町
	氏名
	TEL

私は、愛南町就学援助費の支給を受けたいので申請します。

[同居者全員の氏名等]※住民票が別になっても同居している場合は、記入してください(単身赴任者も含む。)

※申請児童生徒は、学校ごとに申請用紙を記入してください。

申請児童生徒	フリガナ氏名	申請者との続柄	生年月日	性別	学校名	新学年	前年度の認定の有無
	1				学校		有・無
	2						有・無
	3						有・無
家庭の状況	上記児童生徒以外の同居者の氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢 前年末時点	勤務先等	月収(円)	
	1	申請者					
	2						
	3						
	4						
	5						
申請の理由等	該当する番号に○印をつけ、下の申請理由欄に援助が必要な理由を詳しく具体的に記入してください。						
	1 現在、生活保護を受けている。 2 生活保護の廃止又は停止を受けた(年 月 日から)。 3 市町村民税が非課税である。 4 児童扶養手当を受給している(児童扶養手当証書を添付)。 5 養育費をもらっている(月額 円)。 6 遺族・障害・その他(課税証明に記載されない)年金を受給している(受給額等が分かる通知書等の写しを添付)。 7 その他特別な事情により著しく経済的に困っている。 <申請理由>						
委任事項	愛南町教育委員会 様 私は、愛南町立 学校長を代理人と定め、本年度中に愛南町から受ける就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。 また、当世帯の世帯状況及び課税状況を就学援助費の受給資格の判定のために利用することに同意します。						

(注)申請者は、太枠内の事項のみ記入願います。

(裏面に続く)

(裏面)

住居の状況について(該当するものに○をつけてください。)

1 持家	2 借家・アパート等(家賃月額 円)	3 その他
------	--------------------	-------

自家用車の保有について(該当するものに○をつけ、「保有あり」の場合は車種等を記入してください。)

1 保有あり 2 保有なし					
番号	車種	排気量	使用目的	購入年度	備考
1					
2					
3					

振込先について(指定する口座を記入してください。)

金融機関	種別	口座番号
銀行 協 農 信用金庫	普通	
支店 支所 出張所	口座名義人	フリガナ

上記の口座に就学援助費を振り込んでください。なお、学校給食費及び修学旅行費については、学校指定口座へ振り込んでください。また、学校徴収金で未納が発生した場合は、間接支給扱い(学校長口座への振込み)になっても異議はありません。

(注)振込先の口座名義人は、申請者(保護者)と同一にしてください。

添付書類について

- 個人番号届出書及び本人確認書類の写し【封筒に入れて封をした状態で添付】
- 税法上課税される収入以外の収入がある場合は、その金額を証明する書類(振込通知書、証書等)の写し
※例えば、非課税の年金(遺族年金、障害年金等)、失業給付金、児童扶養手当など

※ここより下は、申請者は記入しないでください。

愛南町教育委員会 様	年 月 日
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。	愛南町立 学校長 印

上記の者を { 要保護 } 児童生徒として認定します。	年 月 日
{ 準要保護 }	愛南町教育委員会 印

中 途 転 入 校 報 告 欄

年 月 日付けで転入した上記の者について、就学援助受給者として継続申請があったことを報告します。(住所等に変更がある場合は記入する。)	愛南町立 学校長 印
---	------------

要保護・準要保護の認定の変更等の事由	認定取消しの場合
要保護 } に変更し、認定します。 準要保護 } 年 月 日付け 愛南町教育委員会 印 (変更等理由・その他)	要保護 } を廃止します。 準要保護 } 年 月 日付け 愛南町教育委員会 印 (廃止等理由・その他)

様式第2号(第6条関係)

個人番号届出書

年 月 日

愛南町教育委員会 様

申請者 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ ②

就学援助の申請に当たり、世帯員の個人番号について下記のとおり届け出ます。

記

氏 名	個人番号(12桁)												

※申請者の世帯員について、収入のある方は全て個人番号の記入が必要です。
※個人番号を記入した方の本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)を添付してください。

役場記入欄

※確認した書類にチェック

本人 確認 書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 通知カード 載事項証明書	<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票・住民票記
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 証手帳	<input type="checkbox"/> パスポート 在留カード	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 精神障害者保健福
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 録証明書	<input type="checkbox"/> 年金手帳 住民票・住民票記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 印鑑登
	<input type="checkbox"/> その他()		

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)